



Title	研究公正をめぐる議論動向②：WCRIステートメントの翻訳と動向の分析
Author(s)	鶴田, 想人; 伊沢, 亘洋
Citation	ELSI NOTE. 2025, 52, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100073
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



研究公正をめぐる議論動向②

WCRIステートメントの翻訳と動向の分析

Authors

鶴田 想人	大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（常勤）（2025年1月現在）
伊沢 亘洋	京都大学 大学院文学研究科 科学哲学専修 博士後期課程
	大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（2025年1月現在）

※本ノートの作成は、JST-RISTEX『科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム』（共進化枠）「ライフサイエンスにおける誠実さの概念を共有するための指針の構築」（研究代表者：田中智之・京都薬科大学、分担：標葉隆馬・大阪大学）の一環として行ったものである。

Source: World Conferences on Research Integrity. 2010. "Singapore Statement on Research Integrity"; 2013. "Montreal Statement"; 2017. "Amsterdam Agenda"; 2019. "Hong Kong Principles"; 2022. "Cape Town Statement." <https://www.wcrif.org/guidance>. Reproduced with permission from the World Conferences on Research Integrity.

目次

はじめに：WCRI とは	3
1. ステートメントの翻訳	3
1.2. シンガポール宣言（2010 年）	4
1.3. モントリオール宣言（2013 年）	6
1.4. アムステルダム・アジェンダ（2017 年）	8
1.5. 香港原則（2019 年）	9
1.6. ケープタウン宣言（2022 年）	10
2. 動向の分析	14
おわりに	14
参考文献	15

はじめに：WCRI とは

本ノートでは、研究公正に関する世界会議 (World Conference on Research Integrity: WCRI) が数年ごとにまとめているステートメント (2010～2022 年、計 5 つ) の翻訳と動向の分析を行う¹。

まず、WCRI の目的と起源について、Steneck et al. (2018) を参照してまとめる。

- 研究公正 (research integrity) は、理想的には日々の研究活動の恒常的な要素たるべきものだが、実際には何か問題が生じたときにのみ着目されは、またすぐに忘れ去られることが多い。そこで WCRI は、この問題について継続的に議論するための国際的なプラットフォームとして、2007 年以来、2～3 年ごとに開催してきた。
- 第 1 回 WCRI は、研究不正 (research misconduct) への対応からその予防へと力点を移しつつあった米国研究公正局 (Office of Research Integrity: ORI) の会議プログラムを欧州にも拡大する形で、欧州科学財団 (European Science Foundation: ESF) の協力を得て、2007 年にリスボンで開催された。

その後 2010 年にシンガポール、2013 年にモントリオール、2015 年にリオデジャネイロ、2017 年にアムステルダム、2019 年に香港、2022 年にケープタウン、2024 年にアテネで開催され、年々その規模を拡大してきた。第 9 回 WCRI は 2026 年にバンクーバーでの開催が決定している。

1. ステートメントの翻訳

以下では WCRI がこれまでに発表してきた 5 つのステートメントを訳出する。

WCRI は 2022 年までに、シンガポール宣言 (2010 年)、モントリオール宣言 (2013 年)、アムステルダム・アジェンダ (2017 年)、香港原則 (2019 年)、ケープタウン宣言 (2022 年) の 5 つのステートメントを出している²。

このうちモントリオール宣言までは WCRI のウェブサイト上に日本語訳が掲載されており³、

¹ 本ノートは石田 (2023) の統編を企図している。

² 本ノートでは、これらをまとめて「ステートメント」と総称する。

³ <https://www.wcrif.org/downloads/former-conferences/2nd-wcri-in-singapore-2010/translations-statements/6-singapore-statement-japanese/file>; <https://www.wcrif.org/downloads/main-website/montreal-statement/125-iapg-translations-montreal-statement/file>

アムステルダム・アジェンダまでは日本学術振興会のウェブサイト上に仮訳が存在する⁴。本ノートではそれらの既訳を参考しつつ、各ステートメント間の比較をしやすくするために訳語をできる限り統一し、また適宜原語を補った。

1.2. シンガポール宣言（2010年）

前文

研究の価値と利益は研究の公正さ（integrity of research）に大きく依存する。研究が組織化され実施される仕方は国や専門分野によって異なりうるし、実際にも異なるが、どこで実施されようと、研究の公正さにとって根本的な原則と職業的責任は存在する。

原則

- 研究のあらゆる側面における正直さ（honesty）
- 研究の実施における説明責任
- 他者との協働における職業的礼節と公正性（fairness）
- 他者を代表しての研究の適切な管理責任

責任

1. **誠実さ（integrity）⁵**：研究者は自身の研究の信頼性に対する責任を負わなければならぬ。
2. **規制の遵守**：研究者は研究に関連する規制やポリシーを認識し、遵守しなければならぬ。
3. **研究方法**：研究者は適切な研究方法を採用し、エビデンスの批判的分析に基づいて結論を導き、研究の結果および解釈を完全かつ客観的に報告しなければならない。

⁴ <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/link.html>

⁵（訳注）本ノートでは、研究の integrity には「公正（さ）」、研究者の integrity（と思われる場合）には「誠実さ」という訳語をあてた。黒木（2016: 4-5）は、integrity には「公正」や"fairness"（偏らず、公平）を超えた意味があり、「科学者個人の良心に訴えるという意味で、「公正」よりも「誠実」という言葉を使うことにする」と述べている。なお、本ノートでは fairness を「公正性」、equity を「公平性」と訳した。これらの訳語をどう定めるかは、今後の課題である。

4. **研究記録**：研究者は、すべての研究の明確かつ正確な記録を、他者がその研究を検証および再現できる方法で保持しなければならない。
5. **研究結果**：研究者は優先権および所有権を確立する機会を得たならばただちに、データおよび結果をオープンかつ迅速に共有しなければならない。
6. **オーサーシップ**：研究者は、すべての出版物への貢献・助成金申請・報告書・その他の研究の表現物に対して責任を負わなければならない。著者リストには、オーサーシップ基準を満たす著者全員を含めなければならず、かつそれ以外を含めてはならない。
7. **出版物の謝辞**：研究者は、執筆者・資金提供者・スポンサーなど、研究に多大な貢献をなしたもの、オーサーシップ基準を満たさない者の氏名および役割に対し、出版物上で謝意を表明しなければならない。
8. **ピアレビュー**：研究者は、他者の研究を査読（レビュー）する際、公正・迅速かつ厳格な評価を行い、守秘義務を遵守しなければならない。
9. **利益相反**：研究者は、研究計画書、出版物、パブリック・コミュニケーション、およびすべての査読（レビュー）活動において、その仕事の信頼性を損なう可能性のある金銭的その他の利益相反を開示しなければならない。
10. **パブリック・コミュニケーション**：研究者は、研究結果の応用および意義について公に議論を行う場合、職業的コメントは当該研究者の認識された専門分野に限るものとし、職業的コメントと個人的な見解に基づく意見とを明確に区別しなければならない。
11. **無責任な研究実践の報告**：研究者は、捏造・改ざん・盗用などの研究不正が疑われるすべての研究、および研究の信頼性を損なうその他の無責任な研究実践（不注意、不適切な著者リスト、矛盾するデータの報告を怠ること、あるいは誤解を招く分析方法の使用など）を、関係機関に報告しなければならない。
12. **無責任な研究実践への対応**：研究機関・ジャーナル・専門組織・および研究に関与する機関は、不正行為（misconduct）やその他の無責任な研究実践の申し立てに応じ、誠意を持って当該行動を報告する者を保護する手段を持たなければならない。不正行為その他の無責任な研究実践が確認された場合は、研究記録の修正を含め、迅速に適切な措置をとらなければならない。
13. **研究環境**：研究機関は、研究公正を支援する研究環境を促進するとともに、教育・明確なポリシー・および合理的な昇進基準を通して公正さを促す環境を構築・維持しなけれ

ばならない。

14. **社会的配慮**：研究者および研究機関は、各自の研究に特有のリスクを社会的利益と比較考慮する倫理的義務があることを認識しなければならない。

1.3. モントリオール宣言（2013年）

前文

国・所属機関・専門分野・セクターの境界を超えた共同研究（research collaborations）は、世界的な知識の発展にとって重要である。このような共同研究は、規制や法制度・組織や資金調達の構造・研究文化・研修手法に実質的な相違がありうるため、責任ある研究行為にとって特別な課題となる。従って、研究者がそうした相違および超境的な（cross-boundary）共同研究において発生しうる公正さに関する問題を認識し、それらに対処できることが決定的に重要である。研究者は「研究公正に関するシンガポール宣言」に示された職業的責任を遵守しなければならない。加えて、以下の責任は個人および機関レベルでの共同研究のパートナーにとって特に重要であり、共同研究の公正さにとって根本的である。共同研究の公正さを促進することは、すべての個人および研究機関のパートナーの責任である。

超境的な共同研究における個人および研究機関のパートナーの責任

一般的な共同責任

1. **誠実さ**：共同研究のパートナーは、共同研究全体の信頼性に対して共同責任を、自身の貢献の信頼性に対して個人的責任を負わなければならない。
2. **信頼**：共同研究の各パートナーの行動は、他のパートナー全員の信頼に値するものでなければならない。この水準の信頼を確立し維持する責任は、共同研究のパートナー全員にある。
3. **目的**：共同研究は人類の利益となる知識の発展という目的のために着手・遂行されなければならない。
4. **目標**：共同研究のパートナーは研究の最初から研究の目標について合意していかなければならない。目標の変更はパートナー全員によって協議され、合意されなければならない。

共同研究の管理における責任

5. **コミュニケーション**：共同研究のパートナーは研究について十分な相互理解を促進するために必要な程度に、互いに頻繁かつオープンにコミュニケーションをとらなければならない。
6. **取り決め**：共同研究を運営するための取り決めは、共同研究のパートナー全員に理解かつ承認されなければならない。データや結果、およびその他の研究成果物の公表を過度にまたは不要に制限する取り決めは避けるべきである。
7. **法律・政策（ポリシー）・規制の遵守**：共同研究は全体として、該当するすべての法律・政策・規制を遵守すべきである。共同研究のパートナーは、研究に適用される法律・政策・規制が互いに矛盾する場合の対処法を速やかに決定しなければならない。
8. **コストと報酬**：共同研究のコストと報酬は共同研究のパートナー間で公正に分配されなければならない。
9. **透明性**：共同研究の遂行および研究結果の公表は、透明かつ誠実に、既存の取り決めのもとで可能な限りオープンにされなければならない。財源の申告は完全にオープンになされるべきである。
10. **リソースの管理**：共同研究のパートナーは人材・動物・資金およびその他のリソースを責任を持って利用しなければならない。
11. **モニタリング**：共同研究のパートナーは公正さを促進し、研究が時間通りに完了・公表されるよう、研究プロジェクトの進捗をモニターしなければならない。

共同関係における責任

12. **役割と責任**：共同研究のパートナーは研究の計画・遂行・公表における役割と責任についての相互理解に至らなければならない。役割または責任が変更された場合には、それらの理解は再び協議されるべきである。
13. **慣習的な実践と想定**：共同研究のパートナーは、研究に関する慣習的な実践や想定についてオープンに議論しなければならない。研究の公正さを損ないかねない視点や専門性や方法の多様性と、慣習的な実践・基準・想定における相違は、オープンに対処されるべきである。
14. **紛争**：共同研究のパートナーは個人または機関のレベルで生じる紛争・行き違い・誤解の速やかな解決に努めなければならない。

15. **代理権**：共同研究のパートナーは、共同研究の代表として発言する権限を誰が持つかについて、取り決めを行わなければならない。

研究成果への責任

16. **データ・知的財産・研究記録**：データ・知的財産・研究記録の利用・管理・共有・所有権について、共同研究のパートナーは最初に、そしてその後も必要に応じて、取り決めをしなければならない。

17. **出版物**：出版およびその他の公表をいかに行うかについて、共同研究のパートナーは最初に、そしてその後も必要に応じて、取り決めをしなければならない。

18. **オーサーシップと謝辞**：共同研究の成果に関するオーサーシップと謝辞の基準について、共同研究のパートナーは最初に、そしてその後も必要に応じて、取り決めをしなければならない。共同研究のパートナー全員、特に若手のパートナーの貢献は十分かつ正当な認識を受けるべきである。出版物およびその他の成果物には、貢献した関係者全員の貢献を明記すべきである。

19. **無責任な研究実践への対応**：共同研究は全体として、メンバーの一人が不正行為やその他の無責任な研究実践を告発した場合への対応手続きを定めておかなければならぬ。パートナーの一人による不正行為やその他の無責任な研究実践が疑われたり確認された場合には、共同研究のパートナーは速やかに適切な措置を講じるべきである。

20. **説明責任**：共同研究のパートナーは研究実績について、互いに対し、また資金提供者やその他のステークホルダーに対して説明責任を負わなければならない。

1.4. アムステルダム・アジェンダ（2017年）

WCRIは世界規模で研究公正を向上させるために、議論の促進と取り組みの連携を目指している。長年にわたり、参加者は研究公正に関連する困難の本質を理解するための取り組みを報告してきた。また、不正行為を減らし、ベストプラクティスを推進するための方法も提案してきた。その最終目標は、シンガポール宣言において示された以下の責任ある研究の4原則に則って研究が行われることを保証することである。

- 研究のあらゆる側面における正直さ
- 研究の実施における説明責任
- 他者との協働における職業的礼節と公正性

- 他者を代表しての研究の適切な管理責任

今後は、研究公正を向上させるための取り組みの評価と、研究公正に関するポリシーの策定における経験的情報の活用に、より重点が置かれるべきである。この目的を達成するために、WCRI 財団は以下のアジェンダを実行する。

1. WCRI 財団は「責任ある研究行為に関する研究のための登録制度 (Registry for Research on the Responsible conduct of Research: RRRCR)」⁶を設立する。RRRCR は以下の 6 つの重要な要素をめぐり、研究者が研究を計画・実施・報告・共有することを促すことを目指す。
 1. 問題：選択的な報告、指導不足、不十分な品質保証など、当該研究者が対処しようとしている特定の問題点。
 2. インパクト：研究の信頼性、研究事業への信頼、研究資金の責任ある使用、責任ある研究に関連するその他の指標に対する、当該問題点の相対的影響の推定。
 3. 介入：特定された問題点に対処するための具体的な方法（研修、成果評価、品質チェック、責任ある行動を促すための強化策を通してなど）。
 4. 仮説または予想される成果：介入の結果として期待される変化。
 5. 評価：仮説を検証し、成果が達成されたかをどのように評価するか。
 6. データの共有：データ（量的および質的）をどのように共有するか。
2. WCRI 財団は研究助成機関に対し、研究公正に関する研究を支援するよう促す。
3. WCRI 財団は研究公正に関する研究の重要性と、エビデンスに基づく政策（ポリシー）立案におけるその利用について啓発する。
4. WCRI 財団は研究公正に関する今後の研究を整理し、優先順位をつけることを目標に、第 6 回 WCRI において RRRCR への対応について報告する。

1.5. 香港原則（2019 年）

香港原則は、疑わしい研究実践（questionable research practices）を避け、信頼できる研究につながる行動をとる研究者を明確に認識し、報酬を与えるという観点から選ばれた。これらの原則は、その実施によって研究公正を強化する行動に焦点を当てた研究者のキャリアアップのた

⁶（訳注）日本学術振興会の仮訳では「3R Registry」と略されている。

めの評価に役立つことを念頭に作成された。以下の 5 つの原則が策定された。

1. 責任ある研究実践を評価する
2. 完全な報告を重視する
3. オープンサイエンスの実践に報酬を与える
4. 幅広い研究活動を認知する
5. ピアレビュー や指導など、研究以外の不可欠な業務を認識する

各原則について、それが〔香港原則に〕含まれている根拠が示され、それらの原則がすでに採用されている研究機関の例が示される⁷。

1.6. ケープタウン宣言（2022 年）

前文

第 7 回 WCRI は「不平等な世界における研究公正の促進」を大会テーマとして 2022 年 5 月にケープタウンで開催された。この会議の参加者は、研究計画書の作成から助成金申請、データの収集・分析・共有・アクセス・報告や翻訳に至るまで、研究のあらゆる段階で不公正（unfair）で不公平（inequitable）な研究実践が横行し続けていることを認識した。このような実践は、現地のニーズとは無関係なリサーチクエスチョンによる研究の優先順位やアジェンダの歪曲、共同研究内での知識貢献の公正な認識を損なう権力の不均衡（出版物への貢献に対する不当な認知など）、共同研究における多様性と包摂性の欠如、低リソース環境の研究者に不利となる不公正なデータ管理の実践など、多くの仕方で研究の公正さに影響を与える。さらに、研究公正の柱としてのオープンサイエンスの推進は、リソース不足の研究者や研究機関にかかる経済的負担や、高所得国の高度に訓練されリソースに恵まれた研究者が、低・中所得国の研究者によってオープンに共有されたデータを再解析することで不均衡に利益を得ることがあるという現実を認識し損ねている。これらの課題に対して、以下の目標・価値・提言の宣言は、公正性（fairness）と公平性（equity）があらゆる研究の文脈における公正さの必須要件であるという世界的な認識

⁷（訳注）以下、Moher et al. (2020) 等の資料および、この原則を採用している研究機関や個人のリスト等が示されるが、ここでは割愛する。

の高まりに貢献することを企図している。

本宣言は、研究の着想から実施に至るまでの公正な実践を擁護し、全ステークホルダーを対象とした20の提言を提示している。これらの提言は、第7回WCRIのディスカッショングループにおいて重要な基礎的考慮事項として特定された諸価値の下に分類されている。これらの諸価値には、多様性、包摂性、相互尊重、説明責任の共有、先住民の知識(indigenous knowledge)の認識と認識的正義(epistemic justice；知識の価値がジェンダー・人種・民族・文化・社会経済的地位などに関連するバイアスに基づかないようにすること)が含まれる。

研究公正の目標

研究は、正確で・再現可能で・バイアスのない結果を、全ステークホルダーを適切に認知した上で、責任を持って報告すべきである。現地の環境において価値があり・信頼でき・利用可能であるために、研究は、該当する場合には、現地に関連し、現地の人々が所有し、アクセス可能な介入やポリシーに翻訳可能でなければならない。研究公正の教育プログラムやその他の関連するイニシアチブは、研究の計画・実施・公表において、研究者がこれらの目標を反映できるよう支援すべきである。

諸価値を擁護し、研究公正上の目標を達成するための提言

公正な実践と帰属への道筋としての多様性と包摂性

1. 研究者は、特に自身のものと異なる文脈や環境で研究を行う場合には、分野的・地理的・文化的・民族的に異なる背景を持つ同僚との共同研究の価値を認識し、この多様性の実現に努めるべきである。
2. 研究実施機関(Research Performing Institutions)は、研究における多様性と包摂性を支援・促進するポリシー・構造・プロセスを策定し、実施すべきである。
3. 高所得国(High-Income Countries: HICs)の資金提供者は、多様性に関する規定を研究助成金の募集に含め、現地の研究者に直接資金を提供することで、いわゆる「ヘリコプター研究」⁸を回避することを目指すべきである。
4. ジャーナルや出版社は、低・中所得国(Low-Income and Middle-Income Countries:

⁸ (訳注)ヘリコプター研究(helicopter research)とは、高所得国や特権集団に属する研究者が、より低所得の国や周縁化された人々と共に研究をする際に、それらの国や人々を研究の構想、設計、実施、公表に関与させないような場合をいう(Nature 2022)。

LMICs) のデータがある場合に、LMICs の現地の研究者を著者から除外する慣行を疑問視し、そのような論文をリジェクトする閾値を低く設定すべきである。

構想から実施までの公正な実践

5. 研究のステークホルダー全員が、共同研究における潜在的な権力の不均衡を認識し、自らの行動が不均衡を悪化させることなく、むしろ不均衡の是正に貢献するようにすべきである。
6. 資金提供者は、特に共同研究における公正性と公平性を支援するような実践を特定して採用すべきであり、LMICsへの不当な間接費配分など公正性を損なうような慣行を避けるべきである。
7. 出版社や、その他の適切な各国およびグローバルなステークホルダー（科学評議会、資金提供者、同様の機関など）によって、低リソース環境で研究する研究者が「オープンサイエンス」に参加することを阻む障壁が特定され対処される必要がある。ジャーナルや出版社は、低リソース環境出身の著者に対して掲載料を調整すべきである。

信頼への道筋としての相互尊重

8. 研究の優先順位とアジェンダの設定には、研究パートナー全員を含めるべきである。HICs の研究アジェンダが LMICs の協力者に課せられるべきではない。
9. 研究チームは、チーム内の権力と機会の不均衡を最小化し、早期に役割を明確にするような計画立案と予算編成を可能にする仕組みを特定すべきである。
10. コストが完全に透明な予算編成は、公正な実践を可能にし、公平な資源配分を確保するために不可欠な仕組みである。
11. データのアクセス・利用・共有・公開に関する要件は、LMICs の協力者に不当な不利益を与えるものであってはならない。

説明責任の共有

12. 研究の公正性を確保するためには、全ステークホルダーが LMICs の文脈での研究能力や研究体制の不備に取り組む必要がある。
13. LMICs の政府は、現地に関係のある研究の優先順位を支援するための研究助成の価値を認識し、HICs の資金提供者への依存を減らすことに説明責任を負う必要がある。

14. 研究実施機関は、可能であれば研究管理能力の開発やオープンアクセス掲載料への支援など、研究者を支援する十分な研究支援体制の整備を優先すべきである。
15. HICs の資金提供者は、現地の能力開発・指導・研究支援体制のための資金提供をいか組み入れるべきである。
16. 資金提供者は、HICs と LMICs の共同研究を含む研究への資金提供に同意する際に、LMICs の共同研究者に対する為替変動の悪影響を最小限に抑えるための措置を講じるべきである。
17. 低リソース環境出身の研究者と共同研究を行う HICs の研究実施機関は、研究者が公正な実践に従事することを保証し、可能かつ適切な場合には、現地の能力開発・研究管理体制・プロセスの強化に貢献すべきである。

先住民の知識の認識および認識的正義

18. 先住民の知識の固有な価値は認識されなければならない。先住民コミュニティ出身の研究者およびコミュニティ研究者は、この価値を明確にし、影響力を持ちうる有益な成果へと翻訳するのに最も適した立場にあることが多い。
19. 全ステークホルダーは、先住民の知識を十分に認識し尊重しなければならない。外部の研究者による、そのような知識の搾取やスティグマ化を避けることが不可欠である。
20. 先住民主導の知識の共同創造に携わる研究者は、共同研究が相互の信頼と尊重を基礎とし、適切な利益共有と認識につながることを保証しなければならない。

結語

特に共同研究における研究の公正性・公平性に焦点を当てた一連の原則やそれに類するものは、本宣言が初めてではない。本宣言の議論は以下の文書を参考にした。スイスの KPEE (開発途上国との研究パートナーシップのための委員会)、リソースの乏しい環境での研究のためのグローバルな行動規範、そして疫学研究の文脈でも研究の公正性 (fairness) と研究公正 (integrity) を結び付けた BRIDGE ガイドライン等である。さらに、本宣言はステークホルダーの行動を促しするものであるが、行動のためのツールはすでに存在していることも認識しておきたい。すなわち研究の公正性イニシアティブ (Research Fairness Initiative: RFI) という、研究実施機関と資金提供者がともに現行の実践を評価することに役立ちうるものである。評価の完了後、このツールはステークホルダーが公正で公平な研究・イノベーションのパートナーシップおよび実践の改善につながる実装手順を特定するために役立つ。RFI は、第 7 回 WCRI の会議前論文およびそれ

を踏まえた第7回WCRIでの議論において詳細に検討された。

ケープタウン宣言は、研究の公正性・公平性の問題を広く研究公正と明確に結び付けている。そうすることで、本宣言が公正性と公平性を研究の不可欠な構成要素として認識することへの呼びかけを強化することを願っている。

2. 動向の分析

以下では各ステートメントの概要とそれぞれの位置付けについて述べる。

- シンガポール宣言は、研究公正の目標としてその後も参照されることになる4つの原則（正直さ・説明責任・職業的礼節と公正性・適切な管理責任）と、主に個人（あるいは研究室単位の）研究に焦点を当てた14の責任を定義した。
- モントリオール宣言は、それに続いてクロスバウンダーな（つまり異なる国・所属機関・専門分野・セクターなどとの）共同研究における20の責任を提示した。
- アムステルダム・アジェンダは、シンガポール宣言の4原則を再提示しつつ、責任ある研究の登録制度を通して、研究公正への具体的なインセンティブを作り出そうとした。
- さらに、香港原則では責任ある研究の実践を研究者の評価・キャリアアップにつなげるための5つの原則が示された。
- ケープタウン宣言では公正性（フェアネス）・公平性（エクイティ）の観点が導入され、グローバルな研究公正の実現のために多様性や包摂性、また先住民の知識や認識的正義といった要素の重要性を強調する20の提言がなされた。

以上から、2010年のシンガポール宣言から2022年のケープタウン宣言にかけて、研究公正が個人研究から共同研究へ、理念から実践へ、さらに同質な集団間の協働から権力勾配のありうる異質な集団との協働にまで、その射程を拡大してきたことがわかる。

3. おわりに

本ノートでは、現在公開されているWCRIの全ステートメントの翻訳と動向の分析を行った。

2024年6月にアテネで開催された第8回WCRIでは、プレナリーセッション（総会）の1つにおいて、ケープタウン宣言の振り返りが行われた。同大会の成果として、アテネ宣言も起草中

であるという。

なお、筆者も現地で参加した第8回 WCRI については、別途報告を予定している⁹。

参考文献

石田柊(2023)「研究公正をめぐる議論動向: NASEM 報告書 *Fostering Integrity in Research*(2017)

の概要と要点」『ELSI NOTE』(28): 1–22.

黒木登志夫 (2016) 『研究不正：科学者の捏造・改竄・盗用』中公新書。

[Editorial] (2022) "Nature addresses helicopter research and ethics dumping," *Nature* 606: 7,
<https://doi.org/10.1038/d41586-022-01423-6>.

Moher, David, Lex Bouter, Sabine Kleinert, Paul Glasziou, Mai Har Sham, Virginia Barbour, Anne-Marie Coriat, Nicole Foeger and Ulrich Dirnagl (2020) "The Hong Kong Principles for assessing researchers: Fostering research integrity," *PLOS Biology*,
<https://doi.org/10.1371/journal.pbio.3000737>.

Steneck, Nicholas H., Tony Mayer, Melissa S. Anderson and Sabine Kleinert (2018) "The origin, objectives and evolution of the World Conferences on Research Integrity," in Linda C. Gundersen (ed.), *Scientific Integrity and Ethics in the Geosciences*, First Edition, Special Publications 73, 3–14, reproduced at: <https://www.wcrif.org/origin-and-objectives>.

⁹ すでに科学技術振興機構（JST）による取材レポートが、以下で公開されている。
https://www.jst.go.jp/kousei_p/eventreport/er_originreport/20240602_wcri.html

ELSI NOTE No. 52

令和 7 年 1 月 27 日

研究公正をめぐる議論動向②**WCRI ステートメントの翻訳と動向の分析**

鶴田 想人 大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（常勤）（2025 年 1 月現在）

伊沢 亘洋 京都大学 大学院文学研究科 科学哲学専修 博士後期課程 /

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（2025 年 1 月現在）

Trends in Research Integrity II**Translations and Analysis of the WCRI Statements**

Soto Tsuruta Osaka University

Koyo Izawa Kyoto University
Osaka University



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

大阪大学

Osaka University
Research Center on
Ethical, Legal and
Social Issues